

## 内谷邦彦議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 順位3番、議席番号4番、内谷邦彦議員。

○**4番 内谷邦彦議員** 長井創生の内谷邦彦です。内谷市長におかれましては、4期目の当選、おめでとうございます。よりよい長井市となるような政策を実行されますようご期待いたします。通告に従い質問いたしますので、明確な答弁をよろしくお願いいたします。

11月13日、長井市が造成した分譲住宅団地みずのは郷の宅地販売を宅建業者に仲介させ、手数料を支払った件は違法との損害賠償を求めた訴訟の判決が山形地裁であり、貝原裁判長は、市長の判断に合理性があり、裁量権の濫用と言えないとし、原告の請求を棄却しました。判決の理由として、宅地が売れ残り、管理費用がかさむことは歳出の増加につながるため、早期完売を目指す必要があったと認定、円滑な契約や申込者の信用調査など、市職員では賄い切れない業務が含まれていたことから業者に委託した点の妥当性を認めました。

私も、本年3月議会での平成30年度長井市宅地開発事業特別会計予算の討論の中で、宅地開発事業については、人口減少を食いとめる対策として長井市で行っている子育て支援や教育環境の充実などのさまざまな方策と同様に、人口減少を食いとめるべく、市外からの転入者増と市内居住者の市外への転出を防ぐことを目的とした人口減少対策の一環ともなるべき事業であり、さらに推し進めるべき事業と考えます。一部には行政で直接販売との声もありますが、購入者のさまざまな疑問にお答えすることは難しく、また、回答次第では、担当者であっても行政からの回答ということで大きな問題になる可能性が高く、時間単価が高い行政の人間が動け

ば、より以上の見えない経費がかかることも考えられます。餅は餅屋という言葉にあるように、専門家に任せることが最良ではないかと発言させていただきました。今回の判決に関しては、同様の主張が認められたことは非常に喜ばしいことだと思っております。

建設参事に伺います。

今回の訴訟について、市役所内部での費用はどの程度の負担があったのか、また、担当者がこの件にかかわることでの執務時間はどの程度なのかをお伺いいたします。

○**渋谷佐輔議長** 青木邦博建設参事。

○**青木邦博建設参事** お答えいたします。

みずのは郷住民訴訟につきましては、平成28年2月22日付、原告から訴訟が提起され、事件番号、平成28年（行ウ）第3号損害賠償請求住民訴訟として、平成28年5月10日の口頭弁論から始まり、平成30年11月13日の判決までの約2年6カ月の長きにわたりまして15回に及ぶ準備手続や証人尋問を経て、原告の請求を棄却する判決が言い渡されました。

この間の本裁判における財政的負担につきましては、まずは弁護士費用がございます。平成28年、29年度につきましては、既に決算書で示されているとおり、平成28年度57万2,400円、平成29年度15万1,200円、平成30年度につきましては、11月13日の判決日現在まで12万9,600円、このほかに今後、成功報酬がございますので、合計で167万4,000円かかる見込みでございます。これは直接裁判所に出向いた費用弁償でございまして、準備書面提出に関しての打ち合わせ等は、市民相談センターの無料弁護士相談の空き時間を利用して回数は2年半で28回、相談時間は19時間に及びます。30分5,000円換算として19時間で19万円になります。また、準備書面等の提出で山形地方裁判所への職員の旅費でございますが、平成28年度は8回、延べ人数11人で1万1,000円、平成29年度は7回、延べ

人数8人で8,000円、平成30年度は6回で延べ人数9人で9,000円、合計しますと2万8,000円になります。

この裁判の担当職員につきましては、主に管理職である主幹級がその任に当たりました。1回の準備手続に関して約5日間、40時間ほど従事しておりまして、当然通常の業務を行った上でということになります。管理職ですので時間外手当は発生しませんけれども、延べ15回の準備手続及び証人尋問に係る3回の手続を含めると40時間18回で720時間、また、それらの事前打ち合わせとして関係職員4人で2時間18回で144時間、合わせて864時間、ほかに山形地裁に出向いた延べ人数28名、半日4時間としまして122時間、さらに、弁護士との相談時間2名19時間で38時間を合わせますと1,014時間になります。これを主幹クラスの時給に換算して329万6,000円、これらを単純に合計しますと、直接的な経費だけで518万8,000円になります。このように最低限でも約520万円の費用がかかっているということでもあります。

さらには、財政的負担にのみならず、今回の裁判で受けた職員の精神的苦痛、行ってきたことが間違っていたのかという業務への不安感や自分自身に対する不信感、中には体調を崩して通院した職員がいることも事実でございます。それらの思いを全て払拭する今回の棄却判決については当然の結果と考えておりますが、ただ虚無感しか残らないというのが実感でございます。

○**渋谷佐輔議長** 4番、内谷邦彦議員。

○**4番 内谷邦彦議員** 細かく調べていただきまして、ありがとうございます。金額に関しては、やっぱり518万円というのはかなりの金額であり、それ以上に、やはり職員の精神的な問題というのは非常に問題だろうと思っておりますので、これからちょっとさまざまな方法を用いてその辺をフォローしていただければありがたいなと

思います。

今回の件で市役所の通常業務への影響は何かあったのか、わかる範囲で結構ですので、教えてください。

○**渋谷佐輔議長** 青木邦博建設参事。

○**青木邦博建設参事** お答えいたします。

今回の訴訟による業務への影響につきましては、弁護士費用等の財政負担や訴訟業務に従事した職員の勤務時間、また、精神的負担については先ほど申し上げたとおりでございます。現在進めている第五次総合計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略においても定住人口の増加は重点戦略と位置づけられておりまして、その具体的施策の一つとして宅地造成事業がございます。平成26年度のみずはの郷の宅地分譲に続き、次期計画についても早急に進めるべく計画を行っているやさきの訴訟でございましたので、裁判の進捗を見ながらの執行になったことは否めず、今回のみずはの郷WESTの分譲については、約1年おくれで造成、分譲になりました。また、みずはの郷の残り1区画につきましては、この間、10数件の売り出しに関する問い合わせがございましたが、現在、売り控えをしている旨を回答してきたところでございます。

このように、今回の訴訟によりまして、特に安価で優良な宅地を求めている皆様にご迷惑をおかけしたことが、ひいては市政の停滞を招いたということが言えると思います。なお、みずはの郷の1区画とみずはの郷WEST8区画につきましては、みずはの郷と同様の販売方法により10月2日をもちまして完売しております。

○**渋谷佐輔議長** 4番、内谷邦彦議員。

○**4番 内谷邦彦議員** ありがとうございます。

今お話ありましたみずはの郷WESTが新しい宅地として販売されましたけども、全て完売されたと。その宅地購入者から、今回の訴訟問題について何らかの質問があったのかどうかを教えてください。

○**渋谷佐輔議長** 青木邦博建設参事。

○**青木邦博建設参事** お答えいたします。

今回のみずはの郷の分譲につきまして、今、内谷議員おっしゃったような今回の裁判による買い主への風評等、非常に心配していたところでございますが、先ほど申し上げましたとおり順調に販売は完了いたしました。そのときに、買い主から直接この裁判についての問い合わせがあったという事実はございません。

○**渋谷佐輔議長** 4番、内谷邦彦議員。

○**4番 内谷邦彦議員** 問い合わせはなかったということですね。

次に、今回の判決に関して、今後の対応についてはどのように考えてるのか、教えてください。

○**渋谷佐輔議長** 青木邦博建設参事。

○**青木邦博建設参事** お答えいたします。

今回のみずはの郷WESTの販売で、安価で安心して優良な宅地供給を市民が求めていることを改めて実感したところでございます。この裁判におきましても、宅建業者に委託する必要性、相当性について認められており、引き続き第五次総合計画や地方創生総合戦略の事業目標を達成すべく、迷うことなく当市への移住定住を促すための良好な宅地提供を進めていきたいというふうに考えております。

○**渋谷佐輔議長** 4番、内谷邦彦議員。

○**4番 内谷邦彦議員** 今回、宅地販売に関して、現在、中央地区だけになっておりますけども、周辺5地区に関してもやはり宅地造成を行って、それぞれに人口減少という問題を抱えていると思われまますので、その辺に対しても今後対応していただけるとありがたいなというふうに考えます。

最後に、市長にお伺いします。

今回の件についてどのように考えられるのか、教えてください。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 今回の棄却判決につきましては、事実に基づき、まさに適正な判断をしていただいたと考えております。しかしながら、原告である長井市長選挙立候補者の街頭演説や選挙ビラを拝見しますと、誤解や曲解による事実でない内容がございました。この場をおかりして、議員の皆様には判決文の結論部分について一字一句読み上げさせていただきたいと存じます。

初めに、主文でございますが、1、原告の請求を棄却する。2、訴訟費用は原告の負担とする。

続きまして、(事実及び理由)の第3、当裁判所の判断、(2)本件各支出命令に係る支出負担行為の適法性についてということで、(ア)と(イ)については、原告、被告の主張が述べられております。判決の部分であるウのところから朗読させていただきます。

本件各宅建業者との間で本件各契約を締結する必要性について。長井市の担当者及び内谷は、本件検討委員会の答申を受けた上で、本件事業において本件各宅建業者の個別の営業力による本件各分譲宅地の早期完売を目指すことなどを目的として宅建業者の関与を求めたと言い得る。そして本件各分譲宅地が売れ残ることによって、その宅地の管理費用等がかさむことは、長井市の一般会計における歳出の増加にもつながり得るため、これを避ける必要があったといえ、本件事業の成功のために本件各分譲宅地の早期完売を目指す必要性は相当に高いものであったと言える。他方で、宅地分譲のノウハウを有しない地方公共団体が一般的な新聞折り込み広告やメディアを活用した広告をするだけでは、本件各分譲宅地の早期完売を達成することができない可能性もある。そこで、日ごろから宅地取引を取り扱っている宅建業者を本件事業に介在させることによって、宅地の購入を検討し、宅建業者に相談しているような顧客に対し、個別的にアプローチするなどの営業活動を

行わせて、本件各分譲宅地についてより多くの購入希望者を募り、その早期完売を期待することは相当であったといえる。以上のとおりであるから、本件各契約書を締結する必要性はあったと認められる。

エ、本件各宅建業者との間で本件各契約を締結する相当性について。前記認定事実のとおり、本件各分譲宅地の早期完売を実現することなどを目的として、長井市の担当者が宅建業協会長井の代表者に対して協力を依頼したことに始まって、その後、宅建業協会長井の会員に対しても本件事業に関する説明がされてきた中で、宅建業協会長井の会員の中には、実際に本件各契約が締結されたのは、最終的に本件各区分の買い受け人が決定された後のことであったという経緯や、宅地の売買を代理した場合に宅建業者が受領することができる報酬について、別紙1の2の国土交通省の告示が定める上限額に照らすと、本件各契約で定められた報酬額が不相当に高額であるということとはできない。そして、ほかに本件各契約を締結することが不当であると認める根拠となる事情は見当たらないから、本件各契約を締結する相当性もあったと認められる。

オ、以上のとおり、本件では、本件各契約を締結する必要性及び相当性が認められるから、この締結に係る内谷の判断には相応の合理性があるというべきである。そして地方公共団体の長が、その代表者として契約を締結するかどうかの判断は、諸般の事情を総合考慮した合理的な裁量に委ねられていると解されるのであり、本件各契約を締結した内谷の判断に合理性が認められる以上、これが内谷の裁量権の範囲を逸脱し、またはこれを濫用するものであるということとはできず、本件各契約が違法となるということとはできない。

以上によれば、本件各契約の違法を前提とした原告の主張には理由がないから、その余の点

を判断するまでもなく、内谷が本件各支出命令につき長井市に対して損害賠償責任を負うということとはできない。よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 4番、内谷邦彦議員。

○**4番 内谷邦彦議員** 詳しく説明いただきまして、ありがとうございました。

次に、一般財団法人置賜地域地場産業振興センターの平成27年度から平成29年度の一般会計収支計算書について一部疑問点があります。教えていただきたく、よろしくお願いたします。内容的に勘違いしてる部分や細かい部分はあると思いますけども、よろしくお願いたします。商工観光課長に伺います。

観光プラットホーム事業について、平成28年度収入が725万9,614円、支出が1,668万3,984円で、マイナス942万4,370円、平成29年度収入が581万3,101円、支出が1,468万3,984円で、マイナス887万833円となっています。このマイナスについて、どこから補填しているのがわかれば教えてください。

○**渋谷佐輔議長** 赤間茂樹商工観光課長。

○**赤間茂樹商工観光課長** 地場産業振興センターの収支計算書に記載しております事業収入に計上している観光プラットホーム事業につきまして、これはやまがた長井観光局で実施いたしました旅行業としての旅行商品販売による売り上げ収入でございます。観光局につきましては、任意団体でありまして、現在、法人格を有しておりませんので、旅行業の資格を登録している法人として地場産業振興センターの収支計算書に事業収入として計上しているものでございます。その額が平成29年度につきましては581万3,101円というふうに記載させていただいているものです。

平成29年度の場合をご説明申し上げますと、これに対しまして、事業支出に計上しておりま

す観光プラットフォーム事業の支出1,468万3,984円でございますが、これは地場産業振興センターの運営費補助金の中から観光局の費用を支出しているものでありまして、中身は、その大半が観光局職員の人件費等でございます。残り旅行業の催行費用の支出というふうになっておりまして、ここで収支が同じになっておりませんが、計算書の収支の項目が同じ名称になっているものですからわかりにくいとは思いますが、差し引き赤字になっていて補填しているというふうな性質のものではないというふうなことをご理解いただければというふうに思います。なお、28年度につきましても同じ内容というふうになっております。

○**渋谷佐輔議長** 4番、内谷邦彦議員。

○**4番 内谷邦彦議員** 次に、観光推進事業について、平成28年度は1,311万2,247円、平成29年度が1,824万2,986円とありますけれども、観光プラットフォーム事業との区分けについて、長井観光局はどちらに入って長井市観光協会事務局はどちらに入るのか、教えてください。

○**渋谷佐輔議長** 赤間茂樹商工観光課長。

○**赤間茂樹商工観光課長** 観光推進事業というふうに記載しているものにつきましては、長井市観光協会に係る事業というふうになります。また、観光プラットフォーム事業につきましては、やまがた長井観光局に係る事業というふうに区分けしているものでございます。

○**渋谷佐輔議長** 4番、内谷邦彦議員。

○**4番 内谷邦彦議員** その観光事業の中で、推進事業と観光プラットフォームに関しての区分けについて、どこを境にして区分けしているのか、明確な基準があると思いますので、教えていただきたい、よろしく願いいたします。

○**渋谷佐輔議長** 赤間茂樹商工観光課長。

○**赤間茂樹商工観光課長** 観光推進事業につきましては、観光協会の業務になりまして、こちらは、これまでの伝統的な祭り事業やイベントを

実施する役割を観光協会では担っております。この長井市観光協会が実施する、つつじやあやめ、黒獅子などのこの祭り事業と、それに伴うチラシなどの広報などもこの事業の中で行っているというふうなものになります。

対しまして、観光プラットフォーム、観光局の事業でございますが、いわゆる旅行業を行い、市外から観光客を連れてくる役割を担っております。観光プラットフォーム事業は、やまがた長井観光局が行う旅行業商品の企画販売であったり、観光交流センターでの案内業務、誘客強化事業やエージェント営業であったり、直接的な誘客事業として区分けしているものでございます。

○**渋谷佐輔議長** 4番、内谷邦彦議員。

○**4番 内谷邦彦議員** 次に、長井市からの補助事業について産業活力推進課長に伺います。

まず、平成29年度の県及び市の補助事業、人材育成事業について、ちょっと細かくなりますけれども、教えてください。

マイクロマウス技術講習会での参加者の人数は何人かと、長井工業高等学校生徒の山形大学研究室体験学習に人数が1名の理由と、期間が5日間となっているんですけども、これは5日間連続的に受けたのかどうかを教えてください。

○**渋谷佐輔議長** 横山照康産業活力推進課長。

○**横山照康産業活力推進課長** 私から2点お答えいたします。

平成29年7月2日に実施いたしましたマイクロマウス技術講習会では、元長井工業高校の先生等を講師といたしまして、マイコン制御の初歩を課題として市内製造業や市外の方15名が受講いたしました。

また、長井工業高等学校生徒の山形大学研究室体験学習は、高校生のものづくりへの動機づけを目的とするもので、山形大学工学部の研究室で7月中の夏休みの間に5日間の体験指導を受けるというものでございます。研究室の受け

入れ体制というところから小人数の受け入れとなっておりまして、29年度は1人の体験ということになってございます。

○**渋谷佐輔議長** 4番、内谷邦彦議員。

○**4番 内谷邦彦議員** ありがとうございます。

同様に、シーケンス制御講座で参加者が9名6回開催とあるんですけども、これは6回の開催で9名なのか、それとも9名が6回受けたのか、また、3Dプリンターの講習で、1月に中級者向け講習を行い、その1カ月後に初級者講習を行っているんですけども、これは通常、初級者講習を行ってから中級者講習を行ってレベルを上げていくのではないかというふうに考えるんですけども、なぜこのようになったのか、わかれば教えてください。

○**渋谷佐輔議長** 横山照康産業活力推進課長。

○**横山照康産業活力推進課長** お答え申し上げます。

29年度のシーケンス制御講座では、6回シリーズで開催しておりまして、市内企業の技術者の方9名がこの6回を連続して受講されております。

それから、3Dプリンターの講習会ですが、これは市内企業ではまだまだ普及段階にあるものでして、3Dプリンターの体験機会として実施いたしております。これに先立つ平成28年度に第1回として初級編を開催しております。そのことから、平成29年度においては中級講座からスタートいたしまして、次に初級に戻って新しい受講者を募集したということになっております。中級は8名、初級の方は11名が受講されておられます。

○**渋谷佐輔議長** 4番、内谷邦彦議員。

○**4番 内谷邦彦議員** でも、これ連続して1カやるとすると、初級やって中級やったほうがやった人はわかりやすいですよ、通常であれば。何で1年あけちゃうのか。だから、せっかくやるのであれば、やはり初級者講習を行って、次

に中級者講習を行ってそれぞれのレベルを短期間に上げないと、3Dプリンターの操作についても当然1年あけばわかんなくなる部分があると思いますので、その辺はやっぱり今後改善していく余地はあるのかないのかを伺いたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 横山照康産業活力推進課長。

○**横山照康産業活力推進課長** 28年度につきましては、初めてのこちらにも体験として実施いたしましたので、そこからご要望により中級までを用意するのに1年ほどかけてしまいました、ご指摘のとおり、今後につきましては、希望者の動向をお伺いしながら適宜実施していきたいと考えます。

○**渋谷佐輔議長** 4番、内谷邦彦議員。

○**4番 内谷邦彦議員** よろしく願いいたします。

次に、首都圏販路確立及び首都圏交流事業について産業参事にお伺いします。

内容を確認すると、朝市やおおたかい・観光展で2日間、ドン・キホーテ大森店山形フェアで3日間で短期間な催しに多く出店していますが、長井市の商品を年間を通して販売してくれるところを探すことが目的ではないかと思えます。このように短期的に商品を運び販売しても、購入する消費者は喜ぶと思うんですけども、持ち出しが大きくなるばかりで販路確立とはならないのではないかと思いますけども、いかがでしょうか。

○**渋谷佐輔議長** 谷澤秀一産業参事。

○**谷澤秀一産業参事** 首都圏の販路確立についてですが、これは主に東京事務所の運営費となっております、議員のおっしゃる朝市などは確かに短期的な催しであります、大田区の池上本門寺におきまして、これは平成21年度から毎月第3日曜日に定期的に開催継続しているというものであります。もう取り組みも10年ぐらいになってるということでありまして、この対応

については、東京事務所のスタッフあるいは地元の協力を得て対応しているということで、ここに出店経費などが支出、計上されているというものであります。

こうした活動によりまして、大田区を中心に顧客となる購買層を得たということが実を結びまして、平成22年からダイシン百貨店、そして27年からはドン・キホーテというところで年間を通して販売できる長井市の常設スペースを獲得しているというところでございます。さらには、大田区内の飲食店3店舗へも継続した食材の納入などにも発展いたしまして、こういった朝市などの短期的な地道なイベントですけれども、議員ご指摘の通年の販路確立につながってきたというふうに考えております。

○**渋谷佐輔議長** 4番、内谷邦彦議員。

○**4番 内谷邦彦議員** ありがとうございます。

やっぱり通年につながっているということで、非常に喜ばしいことではあります。今、毎年、短期間の販売をやってらっしゃるわけですけれども、その販売してる際に、顧客に対してどのようにしたら通年で手に入るか、あるいはどういう方式で、インターネットだったらインターネットでここに連絡するところというのが手に入りますとか、そういった形の宣伝ないしはパンフレットというものはつくられていらっしゃるのでしょうか。

○**渋谷佐輔議長** 谷澤秀一産業参事。

○**谷澤秀一産業参事** せっかくできた首都圏での通年販売ができる場所でございますので、例えばドン・キホーテにおきましては、山形フェアというのを時々イベントとして開催いたします。そういったときにチラシを持っていたり、あるいはふるさと長井会という会がありますが、そういった総会場で首都圏にいる方へPRをしたり、あとは東京事務所のホームページなどでご案内していると。ドン・キホーテは特に若い人にも人気があるということで、今後は、フェ

イスブックであるとかツイッターとか、そういったところでもPRしていければいいなというふうに考えるものでございます。

○**渋谷佐輔議長** 4番、内谷邦彦議員。

○**4番 内谷邦彦議員** そういったさまざまな媒体を使って、長井市での特産品を首都圏にぜひ売っていただきたいと思います。

次に、観光インフォメーションに関して、まちなか誘導観光客としてデータとすると1万2,188人となっております。また、観光振興に関する事業の中で、やまがた長井観光局の観光商品などによる観光客誘客数が同様に1万2,188人となっているんですけれども、観光商品などの観光誘客数がなぜまちなか誘導観光客数と同数になるのかを教えてください。

○**渋谷佐輔議長** 谷澤秀一産業参事。

○**谷澤秀一産業参事** 最初に、観光客誘客数ですが、これはエージェントなどへの営業を通してタイアップあるいは滞在型旅行商品、バス補助事業などで誘客した観光客の実数をカウントしておりまして、そしてこれに加えて、観光交流センター道の駅のインフォメーションカウンターで案内したお客様、各種クーポンや市内循環バスなど観光局の事業メニューをご利用いただいた方、これらの合計というふうな数字となっております。

一方で、まちなか誘導の観光客数ですが、道の駅からまちなかに足を運んでいただいた実数については、現在のところはなかなか難しく、把握し切れていないというのが実情でございます。それで、観光客の旅行商品で把握している実数を今のところは同等とみなして、同じ数字を計上させていただいているというふうなことでございます。

○**渋谷佐輔議長** 4番、内谷邦彦議員。

○**4番 内谷邦彦議員** 基本的に考え方がまるっきり違うと思いますので、観光客誘客数というのは、当然呼んで来ていただいた方、そのなか

らまちなかに誘導してるという形になると思うので、同数というのは基本的にあり得ないなど。この辺に関しましては、結果としては数字が我々見るものはこれしかないものですから、その辺の実数把握に関してはやはりしっかりやっていたかかないと厳しいのかなと思います。

あと、その数字に関してなんですけども、先ほど言ったクーポンという部分、食・菓子クーポンで、あと、まる得クーポン券。食・菓子クーポンが525人、まる得クーポンが798人となっているんですね。何でこの数字が誘客数に入ってくるのか。要するに、ここに来た人に配ってるクーポンじゃないんですかという私、個人的な考えがあるんですね。長井市に来なければ使用できないクーポンは、旅行者かバスで訪れた人しかいないというふうに私は感じてるんですね。また、レンタサイクルに関しても、道の駅まで来なければ借りられないとしたら、借りた人っていうのは既にカウントされてる人数だというふうに考えますので、この1万2,188人からこういった数は基本的に抜くのが実数になるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどのように考えてらっしゃいますか。

○**渋谷佐輔議長** 谷澤秀一産業参事。

○**谷澤秀一産業参事** 確かに議員おっしゃること、理解できます。観光客数につきましては、道の駅に来たお客様だけでなく、例えば山形鉄道を利用して入られた方であるとか、あるいはマイカーでフリーで来られた客とか、このほかにもやはり多くおられると思います。これらにつきましては、今後、地域連携DMOというふうな形で組織を別にされていくわけですが、その際にDMOで把握しなければならぬ数字というのがございまして、そこで今度はきちんと把握しながら対応していくような形をとりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○**渋谷佐輔議長** 4番、内谷邦彦議員。

○**4番 内谷邦彦議員** やっぱり観光的なやつの補助事業に関して、人数で我々は把握するしかない。要するに前年度比で幾らとか、その人数に対してという形になると思いますので、その辺の人数に関してはやはりきちっと押さえていただけるようお願いしたいと思ひます。

あと、やまがた長井観光局に関しまして、平成29年度の旅行商品数や旅行商品催行数の目標値に対して少なくなくて、商品数110商品に対して37商品、33.6%、催行数55回に対して35回、55%、旅行商品催行数35回のうち、旅行者が集まらずに催行できなかった催行数ゼロの商品が35回のうち17回、約50%あると。これは宣伝不足として考えるのか、商品的に魅力がないというふうに考えるのか、その辺、分析をされているのであれば、その分析結果と対応策についてはどのように考えているのかを教えてください。

○**渋谷佐輔議長** 谷澤秀一産業参事。

○**谷澤秀一産業参事** この点につきましては、やまがた長井観光局のほうからお伺ひしてまいりました。

まず、ターゲットを絞り、魅力ある商品造成を心がけているが、観光素材を商品化する旅行商品づくりは、多様化する消費者ニーズを的確に捉える必要があり、なかなかそれが難しい。また、その商品をどうやってお客様に知っていただくか、そこが鍵になると考えていると。ホームページはもちろん、マスコミや新聞各社、口コミサイトなどを利用して、さまざまな角度からPRを行い、エージェントや旅行会社へ営業を行って周知を図っているが、旅行商品の磨き上げやPRについてはまだ不十分と感じているということが一つあります。

それから、観光局の顧問であります清水慎一先生のほうからは、旅行商品というものは大手旅行会社でも100企画して3つ当たればいいほうだというのがこの業界の常識でもあるので、これにめげずにどんどん数多く企画してほしい



というアドバイスなども頂戴しております。

今後、観光局としては、旅行商品企画人材育成事業、それらで催行にならなかった旅行商品などについて分析、検証を行って、さらにPRの告知方法の研究、あと参加旅行代金の研究、旅行者の動線の研究、これで催行に結びつけていきたいということでございます。

今後、地域連携DMOとなる際には、2市2町連携した取り組みで、このエリアの魅力ある資源、地域の暮らし、文化が体験できるような旅行商品をどんどん造成して販売していきたいと考えているというふうなことでございます。

○**渋谷佐輔議長** 4番、内谷邦彦議員。

○**4番 内谷邦彦議員** やっぱり地域連携DMOに移行するわけですから、当然旅行商品に関してはかなり広がってくるというふうに考えますけども、今やっつけていっちゃう旅行商品のメリット、デメリット、ないしはいい点、悪い点というものをきちっと分析してからじゃないと、なかなかその次のものに発展できないのかなと思いますので、その分析に関してはきちっと行っていただきたいというふうに考えます。

あと、地場産業振興センターの収支計算書の中で、事業費補助金収入と支出に関して、どの事業に補助金を使用したのかを教えてください。平成29年度で見ると、市の補助事業合計が5,729万4,000円となっているんですけども、支出では人材育成事業や観光推進事業などの合計が4,826万3,914円となっていて、903万86円がどこで使用されたのか記載されていないようなので、その辺ちょっと教えてください。

○**渋谷佐輔議長** 谷澤秀一産業参事。

○**谷澤秀一産業参事** 経常収益にまず記載されている長井市事業費補助金、これは議員おっしゃる5,729万4,000円でありまして、これに対して経常費用に記載されている項目は8項目ございます。事業費として5項目、あと管理費として3項目であります。

まず、事業費としては、インターネット・SNS情報発信事業、あと首都圏販路確立事業、あと観光地域づくりプラットフォーム事業、あと観光事業推進事業、あと職員能力開発事業の5項目、この合計が3,770万4,541円であります。次に、管理費のほうですが、派遣職員の手当と、あと派遣職員の福利厚生費、あと給与手当の3項目でありまして、この合計が1,958万9,439円となりますので、経常費用の事業費と管理費、8項目の合計で5,729万4,000円というふうなことで、同額となっております。

○**渋谷佐輔議長** 4番、内谷邦彦議員。

○**4番 内谷邦彦議員** わかりました。

最後に、需要開拓事業について、地方創生参事に伺います。

平成27年度の収入が2億4,591万9,758円、支出が1億9,683万9,038円で、プラス4,908万720円、19.9%の利益、平成28年度収入が2億2,591万4,968円で、支出が1億9,262万9,959円で、プラス3,328万5,009円、約14.7%の利益、平成29年度の収入が2億9,227万9,696円で、支出が2億4,100万9,003円で、プラス5,107万693円、約17.4%の利益になっております。この需要開拓事業は、ふるさと納税記念品取り扱い及びネットショッピングとなっております。そのうちふるさと納税に関して伺います。この支出の中で荷づくり運賃という項目がありまして、それが2,612万6,837円となっておりますけども、この荷づくり運賃というのは何なのかを教えてください。

○**渋谷佐輔議長** 竹田利弘地方創生参事。

○**竹田利弘地方創生参事** お答え申し上げます。

資料を提出いたしました所管課の商工観光課を通じまして、置賜地域地場産業振興センターに確認いたしましたところ、運送事業者に支払う運賃との回答を得ております。

○**渋谷佐輔議長** 4番、内谷邦彦議員。

○**4番 内谷邦彦議員** でもふるさと納税事業の

ほうで、運賃って4,400万円ほど払ってますよね。これってまた違うんですか。これはまた違う金額になるのでしょうか。

○**渋谷佐輔議長** 竹田利弘地方創生参事。

○**竹田利弘地方創生参事** 私どもでは、置賜地域地場産業振興センターにいわゆるお礼品の購入費と、あわせましてお礼品に係る4,000万円程度の運賃を払っておりますが、その運賃相当分というか、送料、送るための費用を払っておりますが、そのうち地場産業振興センターのほうでは、確認をしたところ、いわゆる運送事業者  
に直接払う運賃と、荷づくりするための費用がかかります。例えばパッケージをして段ボール代とか、当然そこに係る人件費とか、そういうのを合計して、市のほうからは約4,000万円程度お支払いしているということでございます。

○**渋谷佐輔議長** 4番、内谷邦彦議員。

○**4番 内谷邦彦議員** ちょっと細かいことを言いますけれども、段ボールで、普通、購入しますよね。そうした場合、箱に入ってきますよね、業者からは。

(「架空の話をしないで」と呼ぶ者あり)

○**4番 内谷邦彦議員** 架空の話じゃなくて、一応そういうふうじゃないですかということでお尋ねをしているわけですから、基本的に段ボールか何かに入っておさめられているんじゃないかというふうに考えてます。それをそのまま発送すればいいわけであって、そこにまた段ボールが必要になるのかという部分に関してはどうのように考えていらっしゃるんですか。

○**渋谷佐輔議長** 竹田利弘地方創生参事。

○**竹田利弘地方創生参事** これにつきましても、私のほうでもちょっと確認、以前にさせていただいたところ、当然そのまま搬送できる状態が入ってくるものもございますが、ロットの関係で、例えば大きいケースで入ってきて、それを小分けにして分けるとか、あと、逆に小さいものをまとめて発送するとかで、段ボールという

か、荷づくりに関しては、やっぱり効率的に送るためには相当数の荷づくりに関する人件費と当然段ボール類の発送のものです、それはかかるということでございます。

○**渋谷佐輔議長** 4番、内谷邦彦議員。

○**4番 内谷邦彦議員** わかりました。

あと、請求した資料を確認すると、平成29年度のふるさと納税記念品売り上げとして2億8,275万430円、購入費が1億9,875万2,610円、差額が8,399万7,820円で、29.7%の利益率。このことは、1万円の寄附をいただいた際に、返礼品として、総務省より30%以内としての通達を守った場合に3,000円の商品を送ることになりますけれども、地場産業振興センターの実際の仕入れは、その3,000円から利益を差し引いた金額、約2,100円の品物が返礼品となります。このことについてはどのように考えるか。9月の補正予算総括で伺いましたけれども、ふるさと納税の件数確保のために掲載サイトをふやすと、そのために担当者の手間がかかり、費用を1件につき100円上げるとのことでしたけれども、その際にも寄附件数を上げるためにはお礼品の充実が必要ではないかというふうに話をしました。お礼品の充実を図るといながらも、実際3,000円とはいっても2,100円の品物を送ることでは、返礼品の充実などできないのではないかなと思うんですけれども、どのように考えられますか。

○**渋谷佐輔議長** 竹田利弘地方創生参事。

○**竹田利弘地方創生参事** お答えいたします。

まずはこの数字の根拠につきましても、さきに回答いたしましたとおり、地場産業振興センターに確認いたしました。売り上げにはふるさと納税の先ほど言いましたお礼の送付に係る金額、2億8,000万円のうちに含まれておりまして、実際のお礼品のみの売り上げは約2億4,000万円になっております。また、購入費は、地場産センターが独自で取り組んでいる通信販売の分が含まれておりまして、その部分を除き

ますとふるさと納税に係る分は約1億9,200万円で、その割合は30%ではなく約20%でございました。

私どもが市のほうで地場産センターからお礼の品を購入するに当たりましては、川のみなど長井や菜なポートなどで販売する価格もしくはいわゆる一般的な市況の価格等を参考にした上で購入しており、適正な価格と考えております。いわゆる市況で売っている価格よりも高い価格で決して購入しているものではないというふうに認識をしております。

購入事業者が仕入れる価格について、販売額の何%の額が適正か否かについては、一般的に仕入れにかかるコストとか販売に当たってのコストなどによって、品物によって大きな差があると考えられ、いわゆる購入する側でその部分の差が何%が適正なのかというのは当然判断できるものではないと思っております。また、賞味期限がある生鮮品や、あと決まったロットでしか仕入れができないものなども販売額には当然大きな差が出てくると思っております。

しかしながら、現在の購入額につきまして、適正な価格とは思料しておりますが、さらに安価で提供していただければ、ふるさと納税のお礼品の充実にも結びつくことから、できる限り安価で購入できるように、現在も地場産業振興センターとは随時打ち合わせを行っておりますが、今後もできる限り安い価格で、安価な価格で入れていただきますように、協議は進めていきたいと思っております。

○**渋谷佐輔議長** 4番、内谷邦彦議員。

○**4番 内谷邦彦議員** 一般の商店であれば、20%の当然在庫費用であったり、倉庫費用であったり、さまざまなものがかかるとは思いますけれども、ただ、ふるさと納税に関しましては、当然注文が入って発送、当然依頼が入って注文という形になると思うので、基本的に在庫を抱えるというシステムではないと思いますから、

それを20%の利益率というのはちょっと非常に私として、個人としては非常に問題なのかなというふうに考えてます。

あと、最後に市長にお伺いしますけれども、ふるさと納税の寄附金をふやすことは、市の観光振興や商業発展、市の財政環境のために必要なことだと考えてます。今回指摘したように、寄附のお礼品については、依頼している先で利益率、今20%ということは、私個人としては通常ではあり得ないというふうに考えてますけれども、市長の考えはいかがでしょうか。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** お答えいたします。

まず最初に地場産業振興センターについては、確かに市の外郭団体の一つであるということから、収支決算については年度ごと議員の皆様にお配りしているわけですが、今回、例えばより詳しく市の補助金を出している事業、あるいは運営費補助も行っておりますので、それは主にTASの運営費の部分でありますけれども、そういったことについては、詳しくは市の職員に聞けば、これは答えなきゃいけない。ただ、先ほどからやはりなかなか議論が深まらないというのは、地場産センターの経営に関することをおっしゃっているんですね。これらについては非常に間違った数字も上げておられて、これ、一般質問の項目の中で間違ったことを書いていらっしゃるんですよ。誤解を招くと。実は産業参事も商工観光課長も地場産センターの経営には一切かかわってないんです。かかわっているのは、私が理事長、あと、副市長が理事であります。副理事長は白鷹町長とか、あと、それぞれの団体から理事で入っていただいて、監事もきちんと2名いらっしゃいます。それと評議委員会が別途あって、全て法律にのっとって公正な形で行っているんですね。

したがって、経営に関することについての詳しい数字を出せというのは、実は私ども理

事もそういう資料はもらってないんですよ。あくまでも内部資料でありまして、これらについては当然公認会計士を交えながらきちんとやっております。したがって、例えば経営に関することであれば、ぜひ私か副市長に質問してほしい。参事とか課長には経営に関して職員経由でしか来ないわけですね。職員のほうにも、大変困ったと、職員のほうが。それはなぜかというと、忙しいのにいろんな資料を求められると。ある資料を出すのはいいんですが、その秘密の会計の資料を出せというのは、これは理事長の決裁がないとだめだと、それから、資料をつくれというと、非常に忙しい中でつくるのは大変だということでもありますので、したがって、例えば先ほどの観光局なんかは、市からも補助金いただいて運営してますので、ただ、全部間接的なんです。したがって、例えばご指導いただいたりご助言いただく場合も、あらかじめまずは現場に行ってください、市の職員も派遣しているところがありますから、そこから聞いていただいて、その後、詰めて質問いただければかみ合うんですけども、前回も前々回も全く市の商工観光課経由だけですので、絡まないんですよ。非常に誤解されてて、非常に私は今のやりとりを聞いてて残念だなと。

結局、通常は、菜なポートもそうですが、道の駅の直売所のほうも基本15%なんです。農家の方とか。あとは買い取りも一部あります。生ものとか。あと物産で、いわゆる日もちするものとか、そういったものについては20%から30%です。30%近い利益をとることは通常考えられないと書いてありますが、これは物によって違うと。ふるさと納税で扱っているものは、基本15から20だと思います。ただ、中身は全部チェックしないとわからないと。あと、ここに多いのは、これ全く誤解で、運送費がこれとは別途計上になっているんですよ。ですからふるさと納税での利益どのぐらい上げているかとい

うのは、確かにある程度はいただけてます。ほぼ10%の取扱手数料。それを高いと言われてましたけども、これ民間だと30なんです。民間に任せると。ところが10%で地場産センター、原価でさせてもらっていると。そのかわりこちらの扱う商品については、農産物については大体15前後です。それ以外のものは通常でいただいていると。それによって市の補助金をできるだけ運営費補助をいただかないように自主自立で頑張っているんですよ。したがって、そこをご理解いただいた上で質問いただければ、全く怪しいことはありません。怪しいといいますかね。ですからそこは信頼していただいた上で、もう少し議論がかみ合うような形で事前にお調べいただければというように思います。

○**渋谷佐輔議長** 4番、内谷邦彦議員。

○**4番 内谷邦彦議員** 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

## 平 進介議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 次に、順位4番、議席番号5番、平 進介議員。

(5番平 進介議員登壇)

○**5番 平 進介議員** 本定例における一般質問は、地域づくり計画と小さな拠点の整備について並びに市民に利用してもらえる図書館を目指しての2件であります。前向きな答弁をお願いし、質問に入ります。

初めに、大項目の1、地域づくり計画と小さな拠点の整備についてお伺いいたします。

市では、急速に進む人口減少に的確に対応していくため、まち・ひと・しごと創生法の趣旨に基づき、平成27年9月、長井市まち・ひと・しごと創生総合戦略、以下、総合戦略といたします。を策定しました。計画期間は平成27年度か